○農林水産省告示第二千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

島根県鹿足郡吉賀町朝倉一七一七、一七一九から一七三〇まで、一七三一の一、一七三一の三、一七三一の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

玉名市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市附馬牛町上附馬牛一五地割七八の七、七八の六四、七八の六五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市附馬牛町上附馬牛一五地割八三の一・八三の七五・八三の七八・八三の七九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八三の二、上附馬牛一六地割四三の二・四三の一〇七・四三の一四・四三の一三〇・四三の一三一・四三の一三四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四三の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市大東町猿沢字伊沢田南沢二四の一、二四の二、二四の四、二四の五、二四の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県越前市相木町四二字堂谷一、四三字大平谷一、四四字小平谷五、六の二、西河内町六〇字奥坂二二、二三、二四の一から二四の三まで、二五の一、二五の二、二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二、二九から三四まで、六一字堂谷一三の一から一三の四まで、一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、一六、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九、二〇の一から二〇の三まで、